

認可保育所の利用定員の変更について

町田市では、「第二期町田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、5地域（堺、忠生、町田、鶴川及び南）ごとに、教育・保育ニーズへの対応を図っています。待機児童の解消がされていない一方、一部の地域では就学前児童の減少等に伴い、定員に空きのある認可保育所が増えている状況にあります。このため質の高い保育が提供できるよう、認可定員¹の範囲内で利用定員²を変更（減少）するための運用方法の整理を行い、2022年10月1日から運用を開始いたします。

認可保育所の利用定員の変更（減少）について、市内の事業者に対し意向確認調査（2022年6月）を実施したところ、5園から申出がありました。各事業者と協議をした結果、3園が取り下げとなり、2園について別紙1のとおり利用定員を変更（減少）いたします。

担当：子ども生活部 子育て推進課

¹ 認可定員・・・教育・保育施設の設置にあたり、施設面積や職員配置等によって定められる施設の定員で、都の条例基準の範囲内で都が「認可」した定員。

² 利用定員・・・施設に支払われる給付費の単価基準となるもので、施設型給付費等の対象施設としての「確認」にあたり、設置者の申請に基づき市が定めた定員。

【別紙 1】

No	園名	地域	定員 (在籍)	3号			2号			計
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
1	まなざし保 育園	忠生	旧	12	18	20	20	20	20	110
			新	12	18	14	19	13	14	90
			(在籍)	(12)	(14)	(8)	(18)	(12)	(13)	(77)
			<p>【変更理由】（施設側記載） 2号児の定員割れにより認可定員の変更が困難であり、やむを得ず利用定員の変更が必要なため。</p> <p>【協議結果】 当該施設は2歳児、4歳児及び5歳児の欠員が多く、利用定員の減少はやむを得ないと考える。利用定員の減少にあたっては、3～5歳児に受け入れ枠を1名ずつ残し、今後の利用希望者にも配慮した定員構成にしている。また、近隣の保育所においても当該年齢区分に欠員が生じているため、当該施設の利用定員減少による保育ニーズの確保量の不足は生じないと考える。</p>							
2	なごみ第二 保育園	町田	旧	6	14	20	20	20	20	100
			新	6	14	20	17	14	19	90
			(在籍)	(6)	(15)	(20)	(16)	(11)	(17)	(85)
			<p>【変更理由】（施設側記載） 恒常的な定員未充足が続いているため。</p> <p>【協議結果】 当該施設は3号児の定員は充足し、1歳児については定員の弾力化も行っているものの、2号児に多数欠員が生じており、特に4歳児の欠員が目立っている。利用定員の減少にあたっては、3～5歳児に受け入れ枠を1名以上ずつ残し、今後の利用希望者にも配慮した定員構成にしている。また、近隣の保育所においても当該年齢区分の欠員は生じているため、当該施設の利用定員減少による保育ニーズの確保量の不足は生じないと考える。 なお、3～5歳児については、新定員の枠内で入所の募集を行う。</p>							